

保護者 様

南牧村立南牧小学校
校長 小須田 健志

学校における予防すべき感染症と出席停止について

お子さんの今回診断された病気は、学校において予防すべき感染症の一つに含まれています。下記の表でもわかるように、学校保健安全法施行規則により、出席停止の期間の基準が定められています。

この期間は、出席停止の扱いとなり欠席扱いにはなりません。なお、病気が治癒して登校する場合は、下記の治癒証明書を医師に記入していただき学校へ提出してください。

| 種類 | 対象疾患 | 出席停止の期間の基準 |
|-----|--|--|
| 第1種 | エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 ペスト・マールブルグ病・南米出血熱 急性灰白髄炎・痘瘡・ジフテリア・ラッサ熱 重症急性呼吸器症候群・中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 | 治癒するまで |
| 第2種 | インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) | 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで |
| | 百日ぜき | 特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 第3種 | 結核・髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎・コレラ・細菌性赤痢 腸チフス・パラチフス・その他の感染症 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |

主治医 様

ご多用中恐れ入りますが、下記の証明書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ、保護者へお渡しください。

.....き.....り.....と.....り.....せ.....ん.....

治 癒 証 明 書

南牧村立南牧小学校長 様

年 氏名

病名 ()

上記の者は、 月 日 より出席停止となっていましたが、他に感染のおそれなく

なりましたので、 月 日 より出席してよいと考えます。

令和 年 月 日

医師氏名

